

# 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いに関する指導基準

平成 2年 6月 2日 予 通第18号  
改正 平成18年 2月24日 浜消達第22号(い)

- 第1 趣旨
- 第2 指定数量未満の共通基準
- 第3 少量危険物の共通基準
- 第4 屋外貯蔵の基準
- 第5 屋内貯蔵の基準
- 第6 タンク（地下及び移動タンクを除く。）の基準
- 第7 地下タンクの基準
- 第8 移動タンクの基準
- 第9 類ごとの基準
- 第10 指定可燃物（動植物湯類を含む。）の基準

## 第1 趣旨

浜松市火災予防条例(以下「条例」という。)に規定する指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、条例のみでは、その指導の完璧を期しがたいため、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

## 第2 指定数量未満の基準

### 第3 少量危険物の共通基準

1 第31条の2第2項第2号に規定する「危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」については、戻り管、フロートスイッチ、警報装置、逆止弁、ふた、囲い、受皿等その危険物の貯蔵、取り扱い実態により、有効な装置が設けられていること。

なお、自然流下による戻り管口径は、給油管の口径の概ね1.5倍以上とすること。

(い)

2 第31条の2第2項第4号に規定する「防火上安全な場所」とは、直火の設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画されている場合をいう。「附帯設備」とは、自動制御装置、引火防止措置等直火を用いることによる引火、局部加熱等を防止するために有効な設備であること。(い)

3 第31条の2第2項第5号に規定する「安全装置」とは、異常な圧力上昇の場合、安全弁、破壊板等の作動により、圧力を安全に放出する装置をいい次のものをいう。

(い)

- (1) 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
- (2) 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
- (3) 警報装置で安全弁を併用したもの

4 第31条の2第2項第8号に規定する「静電気を有効に除去する装置」とは、次によること。(い)

- (1) 接地方式による場合の接地抵抗値は、概ね100オーム以下、接地線の太さは断線するおそれのない十分な太さのものを使用しなければならない。
- (2) 接地方式以外の静電気の除去方式としては、空気をイオン化する方法又は湿度を増加させる方法があるが、この場合は設備の実態に応じた適切な措置を講ずること。

5 第31条の2第2項第9号に規定する配管には、通気管も含むものであること。

(い)

6 第31条の2第2項第9号アに規定する配管には、次のものが該当するものであること。(い)

日本工業規格	名 称	記 号
JIS G 3101 3103 3106 3452 3454 3455 3456 3457 3458	(一般構造用圧延鋼材) (ボイラ-等炭素鋼管及びブリテン 鋼鋼板) (溶接構造用圧延鋼材) (配管用炭素鋼鋼管) (圧力配管用炭素鋼鋼管) (高圧配管用炭素鋼鋼管) (高温配管用炭素鋼鋼管) (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管) (配管用合金鋼板)	S S S B , S B - M S M S G P S T P G S T S S T P T S T P Y S T P A
JIS G 3459 3460 4304 4305 4312	(配管用ステン 鋼鋼管) (低温配管用鋼管) (熱間圧延ステン 鋼板) (冷間圧延ステン 鋼板) (耐熱鋼板)	S U S - T P S T P L S U S S U S S U H , S U S
JIS H 3300 3320 4080 4090 4630	(銅及び銅合金継目無鋼管) (銅及び銅合金溶接管) (アルミニウム及びアルミニウム合金継目無鋼管) (アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管) (配管用チタ 管)	C - T , T S C - T W A - T E A - T W T T P

(い)

7 第31条の2第2項第9号エに規定する腐食を防止するための措置とは、次に掲げる措置をいう。(い)

ア 防食塗料による塗装(コールタールエナメル等)(い)

イ 合成樹脂被覆(エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック等)又は防食テープによる覆装(ペトロラタム系含浸テープ等)(い)

ウ ア、イに掲げるものの併用による塗覆装(い)

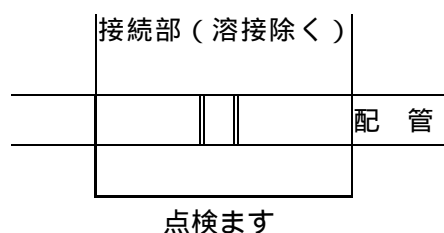
エ その他前ア、イ、ウに掲げるものと同様以上の防食を防止できる措置(い)

8 第31条の2第2項第9号オに規定する「漏えいを点検することができる措置」とは、次に掲げる措置等をいう。(い)

(1) 点検ますによるもの

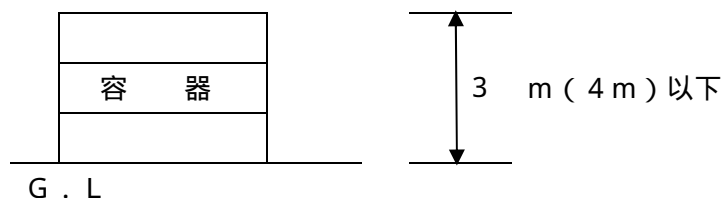
ア 25cmの円が内接できるもの

イ 深さは十分に点検できるもの



(2) 配管の気密試験ができる構造となっているもの

9 第31条の2第1項第17号に規定する高さは、次によること。(い)



10 第31条の2第1項第10号に規定する「温度が局部的に上昇しない方法」とは、次のいずれかによること。(い)

- (1) 直火を用いない方法
- (2) 熱源と被加熱部を相対的に動かしている方法
- (3) 熱源の分布又は被加熱部の分布により片寄りを生じさせない方法

11 第31条の2第1項第12号に規定する「区画された場所等」とは、次に掲げる場所等をいうものとする。(い)

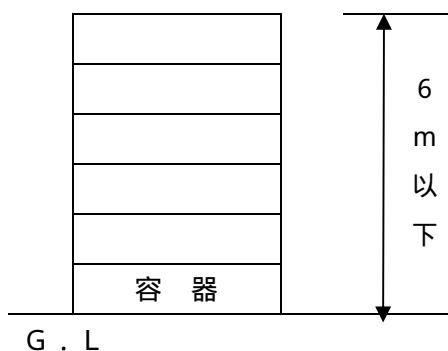
- (1) 屋外で、火源等から安全と認められる十分な距離を有している場所
- (2) 屋内で周囲の壁のうち50%以上が開放され、火源等から安全と認められる十分な距離を有している場所
- (3) 屋内で、不燃材料又はこれと同等以上の材料の隔壁で区画され、開口部に防火戸（又はエアーカーテン）が設けられ、当該区画内に火源となるものが存在しない場所
- (4) 屋内で、不燃性の塗装ブースを設け、その周辺に火源となるものがない場所

12 第31条2第1項第13号に規定する「危険物が危険な温度に達しない方法」については、次のいずれかによること。(い)

- (1) 焼入油の容量を十分にとる方法
  - (2) 循環冷却装置を用いる方法
  - (3) その他前(1)、(2)に掲げるものと同等以上の効力があると認められる方法
- (い)

#### 第4 屋外貯蔵の基準

- 1 第31条の3第2項第1号に規定する「防火上有効な塀」とは、次に掲げるものとする。(い)
  - (1) 材質は、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。
  - (2) 高さは、1.5 m以上であること。この場合において貯蔵又は取り扱いに係る施設の高さが1.5 mを超える場合には、当該施設の高さ以上であること。
  - (3) 幅は、空地を保有することができない部分を遮蔽できる範囲以上であること。
  - (4) 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものであること。
  
- 2 第31条の3第2項第1号ただし書に規定する「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」とは、前1(1)及び(2)に該当するものであること。(い)
  
- 3 第31条の3第2項第2号に規定する「囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」とは、貯蔵又は取り扱う設備、場所等の状況に応じ、弾力的に運用するものであるが、有効な囲い等、あるいは、当該場所の周囲に適当な傾斜をつけた溝でもよいこと。又「危険物が浸透しない材料」とは、ある程度の浸透防止効果があるコンクリートその他タールエポキシ等の施工材料をいう。(い)
  
- 4 第31条の3第1項に規定する高さは次によること。(い)



## 第5 屋内貯蔵の基準

1 第31条の3の2第6号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、引火点が40度未満の物を貯蔵又は取り扱っている場合とする。

「排出」とは、機械排気によるものとする。

「高所」とは、屋根上を意味し、それによりがたい場合は、地上2m以上とすること。

(い)

## 第6 タンク(地下及び移動タンクを除く。)の基準

- 1 第31条の4第2項第1号に規定する各表の厚さは、JIS G3101(SS400)を標準としているので、その他のものは引張強さ、伸び等について試験結果証明等により確認すること。(第3条第17号工についても同じ。)(い)
- 2 第31条の4第2項第2号に規定する措置は、次によること。(い)
  - (1) 基礎は、鉄筋コンクリートで造られたものであること。ただし、べた基礎の場合には、無筋コンクリート造とすることができる。
  - (2) 架台
    - ア 架台の高さは、地盤面上又は床面上から3m以下であること。
    - イ 架台は不燃材料で造られ、タンクが満油状態のときの荷重を十分ささえることができ、かつ、地震動等の振動に十分耐えることができる構造であること。
  - (3) 固定方法
    - ア タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板がボルト等で固定されていること。
    - イ タンクが直接基礎に固定されることなく締め付けバンド及びボルト等により、間接的に固定されていること。この場合においてバンド及びボルト等には、さび止め塗装がされていること。(い)
- 3 第31条の4第2項第4号に規定する「有効な安全装置」とは、第3、3と同様のものであること。又「有効な通気管又は通気口」とは、次に掲げるものであること。(い)
  - (1) 内径は、20mm以上とすること。
  - (2) 先端の位置は、地上2m以上の高さとし、かつ建築物等の開口部又は火を使用する設備等の給排気口から1m以上離すこと。
  - (3) 先端の構造は、雨水の浸入を防ぐものとする。(い)
  - (4) 滞油するおそれがある屈曲をさせないこと。
- 4 第31条の4第2項第5号に規定する「引火を防止するための措置」とは、40メッシュ(1インチ平方あたり1,600のます目のあるもの(アメリカ式)以上の銅又はステンレスの縄を張ったもの等とすること。(い)
- 5 第31条の4第2項第6号に規定する「危険物の量を自動的に表示することができる装置」については、次に掲げるものとする。(い)
  - (1) 蒸気が容易に発散しない構造とした浮子式計量装置



- (2) 電気、圧力作動方式又はアイソトープ利用方式による自動計量装置
- (3) 金属管で保護した硬質ガラス管で、かつ、閉止弁を設けた計量装置

6 第31条の4第2項第7号に規定する注入口は、火気使用場所から十分な距離を有する場所の他、次に掲げるような火災予防上安全な場所に設けること。(い)

- (1) 注入口の位置は、原則として屋外とすること。やむを得ず屋内に設ける場合は、火気使用場所と防火上有効に遮蔽された位置に設けること。
- (2) 注入口は、可燃性蒸気等の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた位置とする。なお、注入口を危険物製造所等の注入口と併設する場合は、できる限り離して設けるとともに、注入口のふたに「少危」の文字を表示すること。

7 第31条の4第2項第9号に規定する「当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置」とは、曲り管や可撓管継手等を設けることをいい(配管が著しく細く、可撓管継手を設けることができない場合には、タンク直近部分を内径200mm以上のループ状とすること。)、次表によること。(い)

管の呼び(A)	長さ(mm)以上
25未満	300
25以上50未満	500
50以上	800

その他可撓管継手の設置等に関する運用基準について(昭和56年消防危第20号)によること。

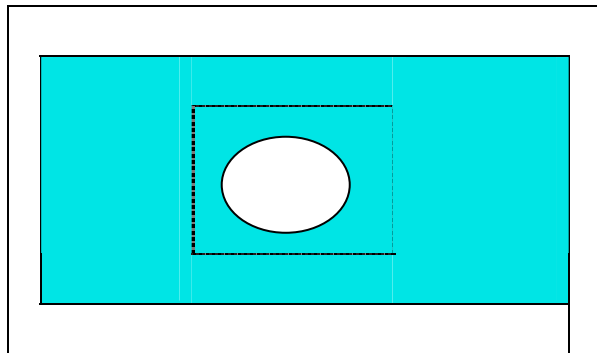
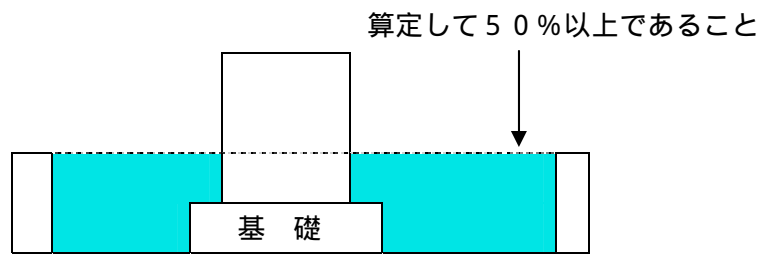
## 8 流出防止

第31条の4第2項第10号に規定する「流出を防止するための有効な措置」とは、予防規則第12条の規定によるほか次によること。

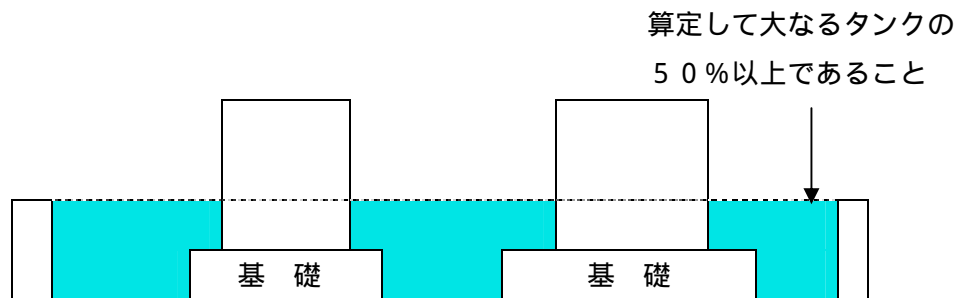
ア 一の流出止め(屋内の場合にあっては、敷居等を利用したものでも良いこと。)内に二以上のタンクを設ける場合は、当該容量は、最大容量のタンクの50%以上とする。

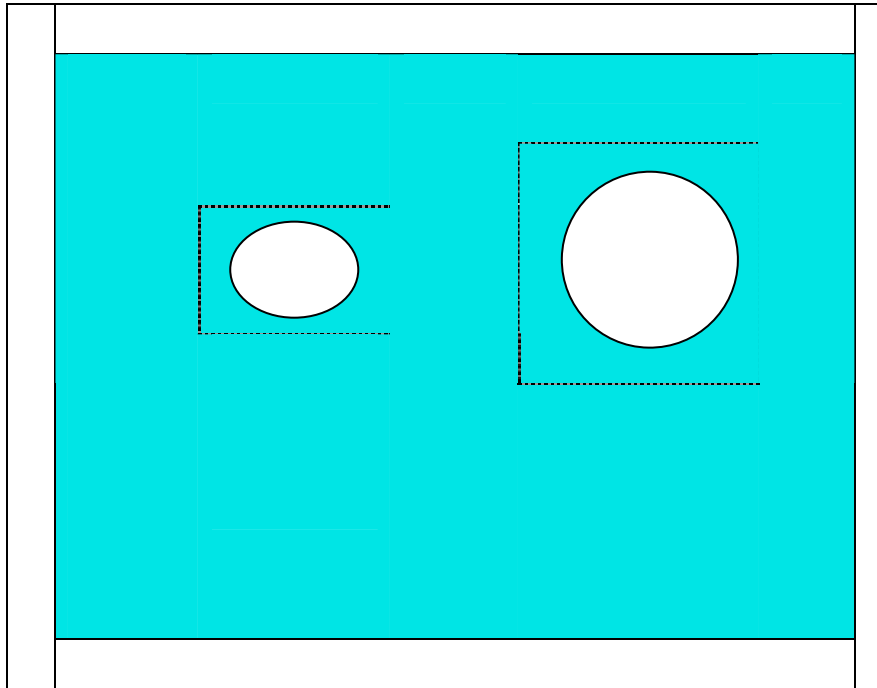
### イ 容量の算定

(ア) 一の流出止め内に一のタンクを設ける場合



(イ) 一の流出止め内に二以上のタンクを設ける場合





- ウ 流出止めの構造は、RC造、土又はRCブロック造であること。
- エ 流出止め内には、タンクのための配管以外の配管を設けないこと。また、配管は当該流出止めを貫通させないこと。
- オ 屋外タンクの場合にあっては、流出止め内の滞水を外部に排水できるように水抜き口(開閉弁付きとする。)を設けること。

## 第7 地下タンクの基準

- 1 第31条の5第2項第1号に規定する「コンクリート造等のタンク室」の構造は、コンクリート造にあっては厚さ20cm以上又はこれと同等以上の鉄筋コンクリートで造り、タンクとタンクとの間は10cm以上の間隔を保つものとし、タンク室には乾燥砂又は人工軽量骨材を充填するものであること。(い)
- 2 第31条の5第2項第3号に規定する固定方法は、タンクが直接基礎に固定することなく締め付けバンド、ボルト等により、間接的に固定してあること。又バンド、ボルト等には、さび止めの塗装をすること。(い)
- 3 第31条の5第2項第7号に規定する「危険物の漏れを検知する設備」の管は、次に掲げるものとする。(い)
  - ア 材質は、金属又は硬質塩化ビニールとすること。
  - イ 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。
  - ウ 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。
  - エ 上端部は、水の浸入しない構造とし、かつ、ふたは点検等の際、容易に開放できるものとする。(い)

## 第8 移動タンクの基準

### 1 常置場所

- (1) 第31条の6第2項第1号に規定する「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講ずることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない場所等であること。(い)
- (2) 給油取扱所内を常置場所とする場合は、明瞭な白線又は文字等により常置場所である旨の表示をすること。
- (3) 常置するときは、当該タンクは、空であること。

### 2 固定

第31条の6第2項第3号に規定する「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあっては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいうものであること。(い)

### 3 構造

- (1) 第31条の6第2項第8号に規定する防護枠は、厚さ2.3mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する型鋼の枠を当該付属装置の周囲に、その高さ以上となるように設けること。(い)
- (2) 第31条の6第2項第9号に規定する「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」とは、必ずしもレバー操作により閉鎖するものには限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えなければならないものであること。(い)
- (3) 「その旨の表示」とは、レバーの場合にあっては、「移動タンク貯蔵所の指導基準」(昭和48年消防予第45号)に倣い、下図のようにすること。

緊急レバー 手前に引く
----------------

字 赤、地 白

「緊急レバー手前に」の文字については、15mm×15mmとし、  
「引く」の文字については、22mm×22mmとする。

又レバー以外のものにあつては、非常時に操作する弁等である旨が表示されていること。

- (4) 荷台は可燃材のものをを用いないこと。

- (5) 危府令第35条第2号に規定する自動車用消火器のうち、当該貯蔵し、又は取り扱う危険物のいずれかに適応するものを1個以上設けること。
- (6) 第31条の2第2項第1号イに規定する標識の記載事項うち、貯蔵し、又は取り扱う危険物が灯油又は重油であるときは、類別の記載を省くことができる。(い)

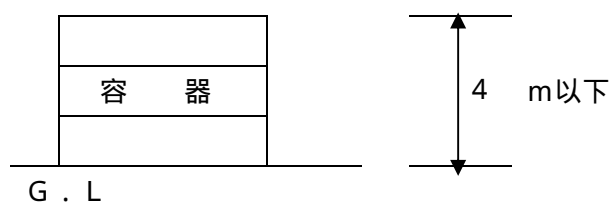
#### 4 取扱い

- (1) 第31条の6第1項第1号に規定する注油ホースは、次に適合するものであること。(い)
  - ア 材質は、貯蔵し、又は取り扱う危険物によって侵されるおそれがなく、かつ、取り扱うときの圧力等に、十分耐える強度を有すること。
  - イ 長さは、20m以下とするとともに、延長又は収納に際し、ねじれ屈曲、損傷等を生じないものであること。
- (2) 第31条の6第1項第2号に規定する「安全な注油に支障がない範囲の注油速度とは、概ね灯油にあつては60L/min以下、軽油にあつては180L/min以下の速度をいうものであること。(い)
- (3) 第31条の6第1項第3号及び第4号に規定する「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、危政令第27条第6項第4号八又はホ(ガソリン、ベンゼン等の第一及び第二石油類並びに特殊引火物をいう。)で、その対象としているものであること。(い)
- (4) 第31条の6第1項第3号に規定する「有効に接地」とは、導線によりタンクと接地電極等との間を緊結して行うこと等をいう。(い)
- (5) 危険物を容器に詰め替える際の漏れ、あふれ、又は飛散しないための措置(第30条第3号)として、詰め替え用受皿を備え付け、詰め替えは、当該皿の上で行うこと。(い)

## 第9 類ごとの基準

第10 指定可燃物(動植物油を含む。)の基準

- 1 第33条第1項第1号イに規定する表示等は、危府令第39条の3第2項に規定する用語の意味と同一であること。(い)
- 2 第33条第1項第2号に規定する高さとは次によること。(い)





## 附 則

- 1 この指導基準は、平成 2 年 6 月 4 日から施行する。
- 2 「指定数量未満の移動タンクの取扱いにいて」(昭和 6 0 年 2 月 1 日浜消達第 1 3 号)及び「指定散量未満の移動タンクの取り扱いについて」(昭和 6 0 年 1 0 月 2 6 日浜消予第 5 4 0 号)は、廃止する。
- 3 「少量危険物(液体)を貯蔵する屋外タンクの防油堤指導要領」は、廃止する。

## 附 則(平成 1 8 年 2 月 2 4 日浜消達第 2 2 号)(い)

- 1 この指導基準は、平成 1 8 年 2 月 2 4 日から運用する。